

令和3年度中村区地域福祉活動応援助成事業 実施要領

1 趣旨

この要領は、社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、中村区の地域福祉活動の活性化、および共同募金運動への理解の拡大を目的に、公募で行う助成事業の実施において必要な事項を定める。

なお、財源は、愛知県共同募金会「公開プレゼンテーションによる助成審査会」実施支援事業配分金および中村区社会福祉協議会賛助会費を充てる。

2 助成対象事業

助成の対象となる活動は、当該年度中に地域住民が当事者または支援者となって、中村区内で高齢者、障がい者、児童やその保護者等広く住民を対象に実施する、地域住民がつながる活動・地域活動やボランティア活動の担い手育成活動など地域福祉を推進する事業。

(1) Aコース「新規事業」

団体が当該年度新たに取り組む事業で、地域福祉を推進する事業。

(2) Bコース「継続事業」

団体が行う地域福祉活動を継続・発展させるための事業

なお、以下の各号に該当する事業は除く。

- ① 当該年度に本会から他の助成を受ける予定の事業
- ② ふれあい・いきいきサロン事業
- ③ 会員限定の互助や研修、またはそれに類する事業
- ④ 団体の活動を披露すること（発表会や展示会等）を目的とした事業
- ⑤ 営利目的の事業
- ⑥ 収支予算における繰越金が予算総額の1/3を超える団体の事業。この場合において目的や期限の明確でない積立金は繰越金とみなす。
- ⑦ その他、会長が不相当と認めるもの

3 助成対象団体

名古屋市中村区を主な活動拠点とする福祉を目的として設立された非営利団体で、法人格を持たない任意団体及び特定非営利活動法人（以下「団体等」という。）。ただし、特定非営利活動法人についてはAコース「新規事業」のみの申請に限る。

4 助成金額

本事業による助成の金額及び予算額は、次のとおり。ただし、Aコース「新規事業」またはBコース「継続事業」の交付決定額がそれぞれの予算額を超える場合は、400,000円の範囲内で流用することができる。

(1) Aコース「新規事業」

70,000円を上限とする。（予算額200,000円）

(2) Bコース「継続事業」

10,000円を上限とする。（予算額200,000円）

なお、助成金を団体等の構成員または職員の人件費等団体の運営や飲食にかかる経費に使用することはできない。

5 募集方法

団体等の募集は、公募により行う。なお、応募はAコースまたはBコースのいずれかしかできない。

〈申請手続き〉

助成を受けようとする団体等（以下「申請団体」とする。）は、以下の書類を本会に提出しなければならない。

- ① 「令和3年度地域福祉活動応援助成申請書」（様式1-1または1-2）
- ② 団体等の当該年度の事業計画書

③ 団体の等当該年度の収支予算書

④ 会則

なお、申請書等は返却せず、申請の内容は、個人情報を除き公表をする。また、申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

6 審査方法

助成先および助成金額は、以下の審査を経て決定する。

(1) Aコース「新規事業」

① 書面審査（第1次審査）

本会事務局において書面で審査する。

② プレゼンテーション審査（第2次審査）

第1次審査を通過した申請団体は必ず参加し、公開プレゼンテーション（制限時間内に必要性の説明）を行い、本会会長が別に定める審査会による審査を経て助成の可否及び助成金額を決定し公表する。

(2) Bコース「継続事業」

① 書面審査

本会事務局において書面審査により、助成の可否及び助成金額を決定し公表する。

7 審査基準

審査基準を以下のとおり定める。

(1) 地域での必要性

地域の福祉ニーズにあっているか。

(2) 費用の妥当性

実現性があり、使途に妥当性がある予算編成か。

(3) 効果・発展性

地域福祉の推進に効果的か、または発展性が見込めるか。

(4) 市民参加

特定の会員だけを対象とした事業ではなく、市民が参加しやすい事業であるか。

(5) 共同募金運動の普及啓発

共同募金を広く市民に伝えるための取り組みに協力的か。

8 審査結果

(1) Aコース「新規事業」

① 本会会長は、第1次審査の結果を「Aコース新規事業 第1次審査結果通知書」（様式2-1または2-2）により申請団体に通知する。

② 本会会長は、第2次審査の結果を「Aコース新規事業 第2次審査結果通知書」（様式3-1または3-2）により申請団体に通知するとともに一般にも公開する。

(2) Bコース「継続事業」

本会会長は、書面審査の結果を「Bコース継続事業 書面審査結果通知書」（様式5-1または5-2）により申請団体に通知するとともに一般にも公開する。

(3) A・Bコース共通

助成が決定した団体（以下「助成決定団体」という。）は、事業の実施または辞退を明らかにするため「事業実施確認票・辞退票」（様式4）を指定された期日までに、本会会長あて提出しなければならない。

9 助成決定団体の共同募金運動への協力

助成決定団体は、助成対象事業の実施に際して、パンフレット等に共同募金配分金の助成対象事業であることを明記するほか、街頭募金の協力等共同募金運動の普及啓発に協力する。

10 実施報告

助成決定団体は、事業終了後1か月以内に「事業報告書」（様式6）を関係書類とともに、

本会会長へ提出しなければならない。

11 助成金の返還

本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金額を下回ったとき
- (2) 申請内容を逸脱したとき
- (3) 事業が適正に実施されなかったとき
- (4) 本実施要領の規定に違反したとき
- (5) 天災その他やむを得ない事情で事業が実施できなかったとき。

12 その他

この要領の実施について必要な事項は、本会会長が別に定める。